

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

相談窓口（市町社会福祉協議会）でお困りの内容を伺い、  
相談と貸付を組み合わせることで世帯の問題を解決し、家計の回復や自立を目指す制度です。

住み慣れた我が家で  
この先ずっと  
暮らしたい

子どもを  
高校や大学へ  
進学させたい。

想定外の出費で  
生活費が足りなくなった。  
当面の生活費を  
なんとかしたい。

就職活動をして  
いるけど目途が立たず、  
生活費が減ってきた。

ご利用にあたっては下記のことを  
あらかじめご理解のうえご相談下さい。

## ご利用にあたっての留意事項

- ① 世帯員全員の就労、就学、疾病、収入、負債状況を伺います。
- ② 世帯員全員の了承が必要です。
- ③ 申込から返済完了まで、民生委員・社会福祉協議会が支援します。
- ④ 返済計画が立たないなど、借入がかえって負担になる場合は貸付できません。
- ⑤ 本資金の借入をしなくても良い方法があれば、そちらを優先します。  
※他所で借りられる場合もそちらを優先します。
- ⑥ 審査がありますので、借入までには時間がかかります。また、審査結果によっては借りられない場合があります。  
※審査結果にかかわらず、申請書類は返却できませんのでご注意ください。
- ⑦ 債務整理を予定している方は利用できません。
- ⑧ 発注・購入・支払済みの費用は対象になりません。

※本人が直接ご相談ください。（代理等による相談はお受けしません）





# 1 総合支援資金

**対象:** 離職世帯、低所得世帯 **貸付利率:** 年 1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)  
 日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計相談支援等)と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯で、次のいずれの要件にも該当する世帯

- ① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ② 資金の貸付を受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③ 現に住所を有していることまたは生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④ 愛媛県社会福祉協議会が貸付けおよび関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑤ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを現に受けることができず生活費を賄うことができないこと

※原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要です。

### 生活支援費

**貸付限度額:** 2人以上世帯 月額 20万円以内  
 単身世帯 月額 15万円以内  
 (貸付期間:原則3か月)  
**据置期間:** 6か月以内  
**返済期限:** 据置期間経過後 10年以内  
**用途内容:** 生活再建までの間に必要な生活費用

※貸付期間は、必要と認められた場合のみ延長できます。  
 ※貸付月額は、家計チェックを行いながら、必要最小限の金額とします。

### 住宅入居費

**貸付限度額:** 40万円以内  
**据置期間:** 貸付の日から6か月以内  
 (生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)  
**返済期限:** 据置期間経過後 10年以内  
**用途内容:** 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

※不動産業者等へ直接送金となります。  
 ※住居確保給付金と併用する貸付です。

### 一時生活再建費

**貸付限度額:** 60万円以内  
**据置期間:** 貸付の日から6か月以内  
 (生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)  
**返済期限:** 据置期間経過後 10年以内  
**用途内容:** 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用  
 (例:電気、ガス、水道の回復等)

※借金返済の費用としての利用はできません。



# あなたの暮らしをサポートする 4つの貸付資金です。

# 3 教育支援資金

## 教育支援費

**貸付限度額:** 月額 35,000円 高等学校  
 月額 60,000円 高等専門学校  
 月額 60,000円 短期大学  
 月額 65,000円 大学

※特に必要と認められ、かつ将来計画が明確に定められる場合は、上記金額の1.5倍まで増額が可能です。

**据置期間:** 卒業後6か月以内  
**返済期限:** 据置期間経過後12年以内  
**貸付利率:** 無利子  
**対象:** 低所得世帯  
**用途内容:** 学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。以下、「高等学校」という。)、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学および専修学校の専門課程を含む。)または高等専門学校に就学するのに必要な経費

例 授業料、学校納入費用、参考書、学用品、交通費

## 就学支度費

**貸付限度額:** 50万円以内 **据置期間:** 卒業後6か月以内 **返済期限:** 据置期間経過後12年以内  
**貸付利率:** 無利子 **対象:** 低所得世帯  
**用途内容:** 学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費

例 入学金等で入学時に学校へ納入する経費。制服、靴、体操着等、学校の指定で入学時に一括して購入するもの

# 2 福祉資金

## 福祉費

**貸付限度額:** 下記参照 **据置期間:** 6か月以内 **貸付利率:** 年 1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)  
**対象:** 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯)  
**用途内容:** 日常生活を送る上で、または自立生活に資するため、一時的に必要なと見込まれる経費

資金の目的	貸付上限額の目安	返済期限(据置期間経過後)
生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間 ●6か月程度130万円 ●1年程度220万円 ●2年程度400万円 ●3年以内580万円	8年以内
住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年以内
負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●療養期間が1年を超えないとき170万円 ●1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なとき230万円	5年以内
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	●介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき170万円 ●1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なとき230万円	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内

# 4 不動産担保型生活資金

## 不動産担保型生活資金

**貸付限度額:** 土地の評価額の7割  
**貸付月額:** 30万円以内(※貸付月額は、家計チェックを行いながら、必要最小限の金額とします)  
**据置期間:** 契約終了後3か月以内  
**返済期限:** 据置期間終了までに一括返済  
**貸付利率:** 年3%または長期プライムレートのいずれか低い方  
**対象:** 高齢低所得世帯(土地評価額が1,500万円以上必要)  
**用途内容:** 居住用不動産を担保にし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

## 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

**貸付限度額:** 土地と建物の評価額の7割  
**貸付月額:** 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内  
**据置期間:** 契約終了後3か月以内  
**返済期限:** 据置期間終了時まで一括返済  
**貸付利率:** 年3%または長期プライムレートのいずれか低い方  
**対象:** 要保護高齢者世帯(土地と建物の評価額が500万円以上必要)  
**用途内容:** 要保護世帯が居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

※詳しくはお住まいの所轄の福祉事務所へご相談ください。

## 緊急小口資金

**貸付限度額:** 10万円以内 **据置期間:** 2か月以内 **貸付利率:** 無利子  
**返済期限:** 据置期間経過後12か月以内  
**対象:** 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯  
**用途内容:** 緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合に必要少額の費用

- ① 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要とき
- ② 火災等被災によって生活費が必要とき
- ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき
- ④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき
- ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑦ 法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき
- ⑧ 給与等の盗難により生活費が必要とき
- ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき

※原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要です。



# 相談・貸付から償還(返済)までの流れ

1か月程度時間がかかります※

## ① 相談

お住まいの市町社会福祉協議会または民生委員にご相談ください。本貸付は「世帯への貸付・支援」となりますので、ご家族の状況・収入・負債等の世帯状況や、今回お困りの内容について詳しくお伺いします。

## ② 申込書類の準備

相談の中で、資金の申し込みが適切と判断した場合は、資金種類に応じて必要な書類を整えていただきます。必要書類は資金の利用目的や世帯の状況によって異なります。

## ③ 民生委員との面接 (※緊急小口資金は除く)

民生委員がご自宅を訪問するなどの方法で面接し、資金借入れの必要性や世帯の状況についてお伺いします。

## ④ 申し込み

借入申込書、必要書類等を、市町社会福祉協議会へ提出してください。その後、市町社会福祉協議会から愛媛県社会福祉協議会へ提出されます。

## ⑤ 審査

貸付について、愛媛県社会福祉協議会が審査を行います。  
※審査前後に再度お話を伺ったり、書類の追加提出をお願いする場合があります。

## ⑥ 貸付決定

貸付の可否について、文書で連絡します。  
審査の結果によって、貸付ができない場合があります。

## ⑦ 借用書作成

借用書に、借受人(連帯借受人、連帯保証人を設定している場合はそれらの方も含め全員)が自筆で署名し、実印を押印してください。署名・捺印した方全員の印鑑登録証明書を添付して市町社会福祉協議会へ提出してください。

## ⑧ 資金交付

借用書は、市町社会福祉協議会を経て、愛媛県社会福祉協議会に提出されます。確認の後、資金を交付します。資金交付後、借り入れた資金で購入・支払った内容を証明する書類(領収証等)を提出してください。

## ⑨ 分割交付

教育支援資金や総合支援資金等、一定期間にわたって借り入れる場合は、分割して資金を交付します。  
資金交付にあたっては、在学状況や世帯・生活・就職活動の状況等を確認します。

## ⑩ 据置期間

資金交付後(教育支援資金の場合は、当該の学校を卒業後)、定められた一定期間範囲内で償還(返済)までの準備期間として据え置くことができます。

## ⑪ 償還(返済)

償還(返済)開始後、「償還(返済)計画」に基づいて毎月償還(返済)することになります。  
原則として指定金融機関からの口座振替(口座引き落とし)による償還(返済)となります。  
償還(返済)が完了するまで、市町社会福祉協議会の職員と民生委員が相談・支援します。

## ⑫ 償還(返済)完了

貸付決定時に定め、借用書に記載されている償還(返済)期間・回数で返済していただきます。償還(返済)が完了しましたら、借用書を返却します。

※上記はあくまで一例となります。利用される資金種類や相談状況によって、手順が変わることもあります。

※申し込みから資金交付までは1か月程度かかります。

※「緊急小口資金」は1週間前後で資金交付となります。

※福祉費のうち「生業を営む為に必要な経費」は、審査の関係上、2~3か月かかることがあります。

※不動産担保型生活資金は、上記手順と異なります。

# 生活福祉資金利用のご相談は、 お住まいの市町社会福祉協議会へ

No.	市町名	郵便番号	所在地	建物名	TEL
1	松山市	790-8571	松山市二番町4丁目7-2	松山市役所 別館1階 福祉・子育て相談窓口	089-941-4232
2	今治市	794-0043	今治市南宝来町1丁目9-8	今治市総合福祉センター	0898-22-6063
3	宇和島市	798-0003	宇和島市住吉町1丁目6番地16号	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
4	八幡浜市	796-0010	八幡浜市松柏乙1101番地	八幡浜市保健福祉総合センター2階	0894-23-2940
5	新居浜市	792-0031	新居浜市高木町2番60号	新居浜市総合福祉センター	0897-47-4976
6	西条市	799-1371	西条市周布606番地1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
7	大洲市	795-0064	大洲市東大洲270番地1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
8	伊予市	799-3127	伊予市尾崎3番地1	伊予市総合保健福祉センター	089-982-0393
9	四国中央市	799-0404	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	四国中央市福祉会館	0896-28-6127
10	西予市	797-1212	西予市野村町野村12号15番地	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
11	東温市	791-0211	東温市見奈良490番地1	東温市総合保健福祉センター2階	089-955-5535
12	上島町	794-2550	越智郡上島町生名2133番地3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
13	久万高原町	791-1501	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1		0892-56-0750
14	松前町	791-3120	伊予郡松前町大字筒井710番地1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
15	砥部町	791-2120	伊予郡砥部町宮内1369番地	砥部町中央公民館	089-962-7100
16	内子町	791-3392	喜多郡内子町内子1515番地	内子町役場内子分庁	0893-44-3820
17	伊方町	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	伊方町中央公民館5階	0894-38-2360
18	松野町	798-2101	北宇和郡松野町大字松丸1661-13	ふれあい福祉センター	0895-42-0794
19	鬼北町	798-1341	北宇和郡鬼北町近永782番地	鬼北町総合福祉センター	0895-45-3709
20	愛南町	798-4101	南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地		0895-73-7777

● 制度に関するお問い合わせは

**社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会（生活支援課）**

**TEL089-921-8384**（月～金 9:00～17:00）土・日・祝日除く **FAX 089-921-5289**

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

2022.4月 3,000部作成